令和6年10月
第
225
号

沖縄市 国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数（令和６年８月末現在）

人　　口	141,769	被保険者数	37,062
世　帯　数	67,302	国保世帯数	22,834

マイナンバーカードを医療機関・薬局で医療被保険者証として利用することができます

■ マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

- 社会保険などに変わったときは、新しい保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。
- 顔認証付きカードリーダーで受付が自動化され、本人確認と保険証資格確認が一度にできます。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える医療費の一時支払いが免除されます。
- 本人が同意すれば、初めての医療機関等でも今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます。
- 自分が処方された薬や、健康診査の受診結果がマイナポータルで閲覧できるようになります。
- 医療費通知情報について、マイナポータルで閲覧できるようになります。ただし、柔整・あんま・はり・きゅう、訪問看護など一部閲覧できない情報があります。

■ マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には以下３ステップが必要です。

STEP 1 マイナンバーカードを申請

- 沖縄市役所のマイナンバー窓口で申請する
- オンラインで申請する（パソコン・スマートフォンから）
- 郵便で申請する
- まちなかの証明写真機から申請する

STEP 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

- 医療機関・薬局の受付（カードリーダーで行う）
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行 ATM から行う

STEP 3 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
②本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
③各種情報提供の同意選択をする

マイナンバー制度に関するお問い合わせは国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします

0120－95－0178（フリーダイヤル）

平日 9:30～20:00　**土日祝日** 9:30～17:30［12/29～1/3除く］

※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■発行 / 沖縄市役所・国民健康保険課　■印刷 / コザ印刷所

沖縄市市税等お知らせセンターについて

目的

沖縄市では、お電話にて国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の未納などをお知らせする「沖縄市市税等お知らせセンター」(以下、お知らせセンター)を開設しております。本市が委託したお知らせセンターから、ご本人様宛に電話やSMS(ショートメッセージ)で納付等のお知らせを行っています。このお知らせは、平日日中のほか、平日午後5時から午後8時までの夜間及び休日にも行うことがあります。

お知らせセンターからの発信電話番号　電話098-921-2410　SMS 発信番号 ：070-1838-7002

(注意)折り返しご連絡いただいた場合、運営日時が不定期のため、ご対応できない場合がありますのでご了承ください。

業務内容

電話の際は、オペレーターが納付忘れの保険料をお伝えするとともに、本市があらかじめお送りしている納付書による納付のご案内、また、保険料通知書の発送のお知らせや所得申告が未申告世帯への申告確認、口座振替をご利用されていない方に対しては、あわせて口座振替のご案内をいたします。

振り込め詐欺にご注意を!

お知らせセンターでは、次のようなことは行いません

- 保険料の還付受取りのために、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を指示すること
- 連絡先として、携帯電話やフリーダイヤルの電話番号を案内すること
- ご家族に対して、未納保険料の納付を強要すること
- 電話で口座番号などを聞き取ること
- 保険料の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めること
- 還付にあたって手数料をいただくこと

ご注意ください

お問い合わせ:国民健康保険課 電話098-939-1212
◆国民健康保険被保険者：徴収対策係(内線:2108・2121) ◆後期高齢者医療被保険者：後期高齢医療係（内線：2118・2128）

⚠ 令和６年度 沖縄市国民健康保険収納対策緊急プラン ⚠

1．国保資格及び国保料賦課の適正化

（1）他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失手続勧奨を行い、届出遅延者については、国保担当職員の調査等に基づき職権で国保資格を喪失させ、資格の適正化を図ります。
（2）居所不明者の実態把握及び居住確認のため訪問調査等による情報収集に努め、資格の適正化を図ります。
（3）未申告世帯への架電・申告勧奨通知・保険料納付相談時における申告指導等を行い、賦課の適正化を図ります。
（4）各種減免の適用可能性がある場合、減免制度の説明を行うとともに減免申請へ繋げ、生活困窮世帯の滞納解消を図ります。

2．収納体制の充実・強化

（1）保険料の納付相談や納付機会の拡充を図るため、下記のとおり夜間相談窓口を開設します。
　場　所：沖縄市役所庁舎１階　国民健康保険課窓口
　開設日：第２・第４水曜日【祝日、慰霊の日(６月23日)・12月28日～１月３日はお休みとなります】
　受付時間：17時15分～20時まで ※事前予約制
　取扱業務：①保険料の納付相談　②保険料のお支払い
（2）納付者の利便性向上を図るため、昼食時の窓口を開設します。
（3）コンビニ収納やアプリ決済の実施により、被保険者の利便性向上を図ります。
（4）原則化した口座振替を積極的に推進し、納め忘れの防止と収納率向上を図ります。また、ペイジー口座振替サービスを実施し窓口等で口座振替への勧奨を行います。
（5）滞納者のリスト作成や分析を行い、早期に催告業務を実施します。
（6）沖縄市市税等お知らせセンターを活用し、滞納が累積しないよう、早い段階での納付を促します。
（7）滞納処分等に関する職員研修に参加し、職員の知識、能力の向上に努めます。
（8）電話催告、個別文書催告、臨戸等で生活状況や滞納原因を把握し、効率的な滞納整理に努めます。
（9）分割納付の履行状況の把握を徹底し、不履行者への架電や文書等による納付催告を行います。
（10）福岡出入国在留管理局那覇支局と外国人滞納者の国民健康保険料徴収に係る協力体制を確立し、収納率向上を図ります。
（11）特別の事情がなく納期限から１年経過しても保険料を滞納している場合は特別療養費の支給に変更する旨の通知等を送付し、納付相談の契機とすることで収納率向上を図ります。

3．滞納処分の実施

（1）保険料の滞納について、滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分（預貯金・給与・生命保険解約返戻金・売掛金・軍用地料・不動産・動産（自動車のタイヤロック）等）を行います。

4．その他の取り組み

（1）「国保だより」や「国保のしおり」等で、国保制度及び事業に関する周知、啓発を行います。

お問い合わせ：国民健康保険課　徴収対策係　電話939-1212（内線2108・2121）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

保険証の切替はお済みですか？

後期高齢者医療制度の方は、
毎年８月に被保険者証が切替わります。

（有効期限は令和７年７月３１日）

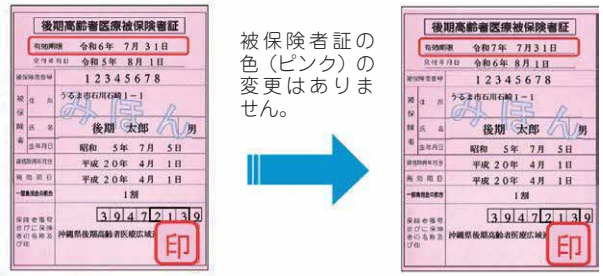

被保険者証の色（ピンク）の変更はありません。

保険料の未納がない方には既に簡易書留で郵送しておりますが、郵便局の保管期間経過により返戻された被保険者証は、国民健康保険課後期高齢医療係窓口にてお渡しいたします。

受取る際は

①古い被保険者証　②受取る方（代理可）
の身元確認書類が必要です。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係
TEL 939-1212（内線 2101・2118）

後期高齢者医療被保険者の方へ

令和６年度「ハイサイ歯科健診」のお知らせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合では、ハイサイ歯科健診を実施しております。お手元に「ハイサイ歯科健診受診券」（8 月下旬に発送）が届いた方は、受診券に記載された歯科医院に電話予約の上、受診していただきますようお願いいたします。

期　間：９月１日（日）から令和７年１月 31 日（金）まで

対象者：沖縄市に在住で令和６年７月１日時点に 75 歳から 79 歳の被保険者（ただし、要介護１から５の方、施設に入所中の方、長期入院者を除く。）

費　用：無料（受診期間内１回限り）

お問い合わせ先：
沖縄県 後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL:098-963-8013

「がん」は誰でもなる可能性があります

沖縄県死因別構成割合（R4）

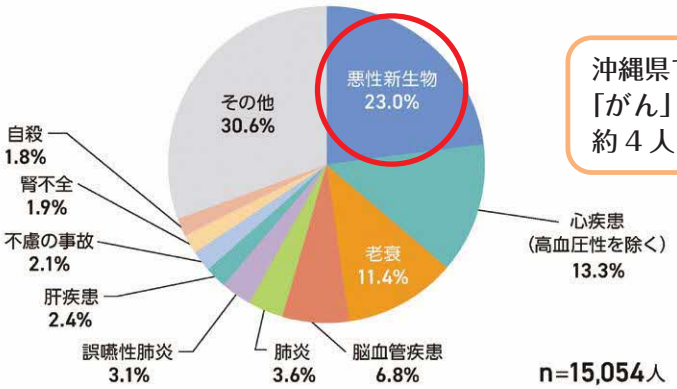

（出典）厚生労働省「人口動態統計」

沖縄県では悪性新生物、つまり「がん」で亡くなっている方が約４人に１人いるんだね。

がん検診について、詳しく知りたい方はコチラから➡

沖縄市ホームページ

かかりやすいがん（沖縄県）

	男	女
1位	大腸	乳房
2位	前立腺	大腸
3位	肺	子宮

データ：沖縄県がん登録事業報告（2019 症例）
（集計時期：2021 年 12 月）

沖縄県では、がんの中でも特に「大腸がん」にかかる人が男女ともに多いことが特徴です。また「大腸がん」は生活習慣と関わりがあり、喫煙、飲酒、肥満により発生する危険性が高まります。

「がん」は早期発見できれば約９割治ると言われているよ！

「がん」は初期段階では自覚症状がないことが多く、自分ではなかなか気づけません。そこで「がん検診」を定期的に受診し、症状が出る前に早期発見・早期治療につなげることで「がん」による死亡率を下げることができると言われています。「がん」から身を守るために定期的に「がん検診」を受けましょう！

お問い合わせ:市民健康課 健診係 電話098-939-1212(内線2246)

国民健康保険に加入している皆様に 個人番号（マイナンバー）のお知らせが送付されます

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了して、「マイナンバーカードによる健康保険の資格確認」を基本とする仕組みとなります。

このお知らせは、国民健康保険被保険者に個人番号（マイナンバー）が誤って登録されていないことを確認していただき、安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけるよう通知するものです。

※令和6年12月2日以降も、沖縄市国民健康保険被保険者証は有効期限までは医療機関等の受診が可能です。また、マイナンバーカードを取得していない方や、取得していても健康保険証としての利用登録がされていない方に対しては、当面の間、「資格確認書」を発行（送付）しますので、そちらを使用し引き続き保険診療を受けることができます。

送付時期：令和６年10月頃
送付対象者：国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主様宛に送付します。
加入者情報：氏名および個人番号の下４桁等

送付物（案）イメージ

大切なお知らせ　様式4

医療保険のデータベースに登録されている個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。**万一、異なっている場合には、下記のお問い合せ先までご連絡ください。**

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田　太郎	**** **** 1234
山田　花子	**** **** 5678
山田　次郎	**** **** 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下４桁を表示しています。

○マイナンバーが確認できるもの

お電話や窓口でマイナンバーをお教えすることはできません。確認される際は、下記①～③のいずれかで確認してください。

①マイナンバーカード　②市町村から送付された通知カードや個人番号通知書
③マイナンバーが記載された住民票（発行手数料あり）

マイナンバーとは

2015 年（平成 27 年）10 月 5 日時点（基準日）で日本に住民登録のある住民に付与された 12 桁の番号です。基準日以降に出生や国外からの転入等で、新たに住民登録された方は、随時、マイナンバーが付与されます。日本に住民登録している全ての住民にマイナンバーは付与されています。

～沖縄市国民健康保険　はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について～

沖縄市国民健康保険の加入者を対象とした「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付冊数は、１人当たり年度内で６枚綴りを2冊までとなっていますが、利用状況を勘案した結果、10月より３冊目の発行が可能となりました。（１人あたり年度内３冊発行可）

※利用券は、国民健康保険の加入者で有効期限内の被保険者証をお持ちの方を交付対象としています。
※利用券には、有効期限（10月以降申請分：令和７年3月31日）がありますのでご注意ください。
※沖縄市指定施術所で、利用券１枚につき 1,000円の助成となります。（利用券は１人１日１枚までです。）
※郵送による申請受付も行っております。ご希望の方はお問合せください。
※申請は国保の世帯主での手続きとなり、申請者の身分証（マイナンバーカード・運転免許証等）、施術利用者の被保険者証が必要です。
※同一国保世帯以外の方が代理で申請する場合は、委任状等（必須）が必要です。詳しくは、沖縄市役所国民健康保険課給付係までお問い合わせください。

お問い合わせ：国民健康保険課　給付係　電話：098-939-1212（内線2107・2112）